

堺介保第1973号  
平成21年1月5日

指定居宅介護支援事業所 各位  
指定福祉用具貸与事業所 各位  
指定介護予防福祉用具貸与事業所 各位

堺市介護保険課長

軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて

平素は、本市介護保険制度の推進にご協力いただきありがとうございます。

さて、平成19年4月13日付堺介保第148号で、上記の件について通知させていただきましたが、今なお、その取り扱いに混乱が見られます。

つきましては、当該通知文の第5・6段落の内容を以下のとおり補足しますので、今後の取り扱いの程よろしくお願ひします。

なお、すでに貸与されている移動用リフトのうち「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」にあたらぬ昇降座椅子等につきましては、指定（介護予防）福祉用具貸与理由書に、平成19年4月以降の福祉用具貸与に対する居宅サービス計画書（第1表、第2表、第3表、第4表）等を添えて、所管の区役所に平成21年1月中旬に提出をお願いします。

記

（旧）第5・6段落（網掛け部分）

なお、現在、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより介護支援専門員が貸与可と判断した「車いす及び車いす付属品」及び「移動用リフト」につきましては、今般の「指定（介護予防）福祉用具貸与理由書」の提出は必要ありません。

ただし、認定の更新、要支援・要介護状態区分又は指定居宅介護支援事業所の変更があった場合には、再度作成し提出してください。



（新）

なお、認定の更新、要支援・要介護状態区分又は指定居宅介護支援事業所の変更があった場合には、再度作成し提出してください。

ただし、現在、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより介護支援専門員が貸与可と判断した「車いす及び車いす付属品」及び「移動用リフト（段差解消機のみ）」につきましては、今般の「指定（介護予防）福祉用具貸与理由書」の提出は必要ありません。

堺市介護保険課

TEL 072-228-7513（直通）